

令和5年度 第2回 枚方市都市計画公聴会 記録

(1) 公聴会の日時及び場所

○開催日時：令和5年1月21日（日） 午後2時から午後3時10分まで

○開催場所：枚方市村野西町5-1
サプリ村野 2階 市民活動研修室

(2) 都市計画案の概要

○変更区域：村野西町、星丘一丁目 地内

案件名	概要
東部大阪都市計画 用途地域の変更	市街化区域に編入することに伴い、良好な市街地の形成と計画的な土地利用を誘導するため、用途地域を変更します。（無指定→第一種住居地域）
東部大阪都市計画 高度地区の変更	用途地域の変更（無指定→第一種住居地域）に伴い、現在の指定構成に沿って、無指定から第三種高度地区に変更します。
東部大阪都市計画 防火地域及び準防火地域の変更	用途地域の変更（無指定→第一種住居地域）に伴い、現在の指定構成に沿って、無指定から準防火地域に変更します。
東部大阪都市計画 土地区画整理事業の決定	適正な事業の執行を確保していくため、土地区画整理事業を決定します。
枚方市立地適正化計画の変更	市街化区域に編入する区域に居住の誘導を図るため、居住誘導区域に指定します。

(3) 公述人

3名

【公述人①】

はじめます。

東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、保留区域に設定されている村野駅西地区都市計画原案について、大阪府案件は①区域区分の変更、2024年1月21日日曜日都市計画原案について枚方市案件の東部大阪村野駅西地区案件において、2番東部大阪用途地域の変更、3番東部大阪高度地区の変更、4番東部大阪防火地域及び準防火地域の変更、5番土地区画整理事業の決定、7番枚方市立地適正化計画、村野駅西地区における都市計画における市民説明会、以下「市民説明会」とします。2023年12月3日日曜日10時から、と他の日もあったと思います。枚方市都市計画課の係の職員から説明がありました。説明会の資料の番号が、先程の言った番号と整合します。

枚方市村野西町の地権者で隣接する村野本町に年齢と同じぐらい住んでいるものでございます。村野西町で営農事業を望んでおります。

はじめに、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、保留区域に設定されている村野駅西地区大阪府案件は区域区分の変更、枚方市案件の公述許可をいただいたこと、このような場所で皆様方の前で貴重な時間を頂けたこと、対応していただいた係の職員の方々に感謝いたします。

このような場所での公述など慣れておりませんので、当方の不手際がありましたらご容赦ください。このような貴重な時間を利用して今回の公述についてお話があります。公述人の発言はテープを起こすと聞いております。起こされた文章は発言した公述人に確認してから公表するようお願いいたします。

この公述の申し出の締切は、2023年12月21日、公述許可を頂いたのは2024年1月11日です。そして今日2024年1月21日です。年末年始をまたぐため、情報不足等により今回の公述と公述申出書が若干の相違が出てきているかもしれないことについて、ご了承お願いしたいと思います。さらに、私自身は都市計画について知識を持っておりませんので、これから述べる内容に関しましては、私の理解の不足によるところ、あるいは、それに基づく誤解のあるところがあるかと思っております。そのところに関しましてはご容赦お願いしたいと思います。まとまりのない公述となっておりますがよろしく願います。少し公述の要旨から外れることになろうかもしれませんが、私の公述の理解を深めてくるため、整合性を持たせるため述べさせていただきます。

枚方市都市計画課の方の話では、村野駅西地区準備組合が設立されている。以下、「準備組合」とします。準備組合から地区決定の資料が提出されているとの説明がありましたが、また、準備組合が提出した資料のみが説明会資料に掲載されていますが、村野西町の地権者である当方は準備組合に参加していません。参加できる状況ではなかったです。説明会の席上、「準備組合に参加していない地権者がいるとは知らなかった」等の発言が参加者からありました。準備組合設立前の村野西町まちづくり協議会、以下「まちづくり協議会」とします。の〇〇〇から「一人だけ反対してもあきませんよ」とか、何度も「そんなこと言うんやったら今から家行く」と電話にて言われました。強く「家まで来られたら困ります」と否定したら、やめました。ただし、録音が出来ていないので残念です。また、まちづくり協議会の終了後、準備組合の〇〇〇、当時は、まちづくり協議会〇〇〇から「会潰しやな」と地権者の目前にて罵倒されたり、他の〇〇からも「これが組織というもんや」と意味不明なこと言ってきたりする等があり、まちづくり協議会への真剣な意見を持ち進言しようとするのを、〇〇側の意向と異なる意見であるがために、抑え込もうとしている〇〇〇がいる準備組合に参加できるほど、私の心は強くありません。枚方市都市計画課からは警察を呼ばなかったのですかとか、被害届を出し

たのかとの発言がありましたことを付け加えておきますが、そんなことをしたら、私の心は折れてしまいます。他に、まちづくり協議会にて地権者ではない司会者から、「準備組合の役員をやっていただける方いらっしゃいませんか」との問いかけに準備組合の役員をやりたいと挙手しました。まちづくり協議会の司会者から無視され、後日書面にて抗議しましたら「そんなつもりでは言っていない」との書面にての返答、個人の質問については今後受け付けないとの書面にての返答がありました。準備組合の〇〇〇はまちづくり協議会の〇〇〇からの横すべりですが、準備組合の役員は地権者からの積極的なアプローチにて決定されるものであるはずです。これが組織というものです。組織組織といった〇〇にも進言します。前述外の二人の〇〇さんとは、何回かお話することもあり準備組合に入っていないくとも会合に参加してくださいとお話でしたので、参加すると、準備組合の役員への当方の挙手を無いものにした当時のまちづくり協議会の司会者が参加していることで、会議の途中で体調を崩し、途中退席を余儀なくされる状況でした。二人の〇〇さんだけでなく、準備組合の〇〇〇とそれが組織というものやと何を根拠に言ったか分からない〇〇が、まず、当方に話をするのが組織ではないでしょうか。私が、「村野駅西地区の都市計画は広く意見を聞いて進めているものではないか」の質問に、準備組合の〇〇〇から「村野駅西地区は地権者だけで決めるもの」、「村野駅西地区は地権者だけのもの」、「地権者だけで決めることができる」等の発言がありました。どこからこの発言、返答が出てくるのでしょうか聞きたい、どこからどうしてこのような発言がすることができるのか説明責任があるのではないのでしょうか、それが組織です。

枚方市の都市計画課の、準備組合においてまちづくりに向けた合意形成が図れているとの話には、強い不信感、不安感を持っています。

枚方市案件として、2番東部大阪用途地域の変更、第一種住居地域に指定、市街化調整区域であるからこそ農業を営んでいます。住宅地域での農業は、農業に対して理解のない移住者による問題行動など、悩まされて農業を適切に営むことが出来なくなる恐れがあります。都市農業を営んでいますが、営農のやり方にクレームのみならず、恫喝、警察に連絡するなど、時間をやりくりしながらの営農には営農者が迷惑しています。なぜ、用途地域に田園住居地域は除かれるのですか、農業を従来どおり行うため田園住居地域が望ましいです。田園住居地域に変更が望ましいと考えますが、田園住居地域の説明がないのはどうしてでしょうか。都市計画課の意図していないことの説明を省いているのですか。区域区分の変更には田園住居地域が入っていないとの理由ですが、都市計画課の係の職員からもこのことについて事前に指摘を受けています。

3番東部大阪高度地区の変更のため第三種高度地区に指定となっています。前述どおり、従来どおりの農業を営むことが出来なくなる恐れがあります。20メートルの高さがある建物隣地では、日当たり等の影響を受け、作物の成長が妨げる恐れがあるのが容易に想像できます。従来の作物が収穫できなくなる、隣地でなくとも、従来と風向きが変わることは容易に想像できます。高度地区については、第一種低層住居専用地域が望ましいと考えています。また、環境影響調査の結果を得ておりません。

4番東部大阪防火地域及び準防火地域、農業を営むため世界的な状況も考えております。自然を尊重した農業を営むことを妨げることがないように特例が不可欠でしょう。SDGs、持続可能な開発目標を目指すために、日々努力している営農者、地権者の配慮も必要です。宅地が隣接するため、農地への被害を抑制するための防火地域にするべきです。

土地区画整理事業の決定、村野駅西土地区画整理事業の施行区域を指定、以下「施行区域」。面積約13.9ヘクタールおおよその位置での公述となる。おおよその図での公述となりますが、大阪府立むら

があったと聞いておりますが、なぜ、環境影響評価の結果の発表前に公聴会を行うのですか、甚だ疑問です。おおよそ、準備組合の土地区画事業の予定スケジュールから、公聴会の日程が決められたと考えるのが出来るのは容易です。後継者不足とされていますが、営農には俗に言う3Kとの話がありました。では、医療従事者は3Kどころか8Kとされています。仕事への使命感に支えられています。コスト対評価が悪いと言われている医療従事者ですが、約一年間近く、営農に多くのスタンスをおいたときに、結果の可視化が容易と実感いたしました。医療従事者は結果を容易に可視化できません。地権者の方に以上の話をする機会があった時、共感していただきました。他にも営農より、コスト対評価が悪くとも仕事に誇りを持って、仕事を継続される方は多く見受けられます。一部の営農者が、しんどい仕事は辞めたいから市街化にして開発しても良いのですか、しんどい仕事だから辞めたいなら、医療従事者はいなくなります。しんどい仕事ではあるけど社会のため、人のためになりたいとの大きな心で仕事をしています。日本が世界から置かれている状況をよく考えるべきです。

クエスチョン15なんですけれども、事業区域に入っていると認識していた土地が除外されているのはなぜか、アンサー15、土地区画整理法において公共の用に供する宅地に対しては「特別の考慮を払い、換地を定めることが出来ると。」されています。本土地についても、他の地権者等の減歩や換地に影響しないことなど、地域内外の公平性を考慮して除外していると準備組合から聞いています。なぜ、準備組合だけの意見を聞くのですか。その後飛ばしましたから、もう一度言います。村野駅西地区地区計画の決定、以下「地区計画の決定」、図面が掲載されていますが、どのような追加発言をおこなっても、村野駅西地区の将来を準備組合以上に考えている方々が誤解すると思われれます。準備組合に入っていない地権者が、連携したくても出来ない可能性が大きいのが憂慮されます。凡例に農地地区の色分けが無いのはどうしてなのですか。地権者は従来の農地で農業を営みたい、農地地区がないのは農業を営みたい地権者の将来に同感理解されていないであろうと無力感が湧いてきます。地権者として地区計画の案を都市計画課に提出いたしました。地権者等の同意状況が把握出来るものがなかったため反映していません。一部抜粋ですが、地権者の同意状況はどのように確認したのですか。準備組合に意見する事が出来ない地権者は、同意状況を把握することが出来ません。説明会の書面に掲載していただくことが、同意状況の把握となるのではないのでしょうか。準備組合が提出した書面を、地権者の意見が反映されていると考え、準備組合の精査もせず、準備組合に入っていない地権者の、地区計画の案を掲載しなかった理由にすることに問題があるのではないですか。

最後に都市計画課の係の職員の方々には、都市計画に知識を持ち合わせない当方にお気づきいただいたことにこの場をかりて感謝を申し上げます。今後ともよろしく願いいたします。私の公述はこれにて終わらせていただきます。

【公述人②】

私は、地権者の息子でありこの土地の後継者であります。

府の区域区分の変更が認可されたならば、固定資産税などは、今までと比べものにならないほどの金額に変わってしまいます。その中で当然、所有地の活用を考えざるを得ない状況となり、この土地を、個人個人の点としての活用をするか、地域の地権者が集まり面として開発をするかの選択をしなければなりません。言うまでもなく、現在、この地域の地権者の個々の思いをアンケートなどで確認した上、組合組織として新たなまちづくりの道を歩んでいるというのが現状であり、平成29年から7年、ひとつずつの積み重ねの中、今や準備組合として、もう少しのところまで来ている現状で、多くの地権者としては、後戻りできない状況となっております。

この事業がこの地域の活性化に寄与することは間違いなく、駅前に商業エリアを設置することで、買い物が非常に便利になり、現在歩いて片道20分、往復で40分も掛かる、生活や健康に直結するスーパーや菓屋さんへの買い物が改善され、特にお年寄りにとって優しい街になるでしょう。また、小学校や中学校が廃校になるような地域に、多くの新しい住宅が立ち並び、そこには多くの子供たちが新しい住民としてやって来る。そして、この土地で新たな命も生まれることでしょうか。駅前には、大きな公園が作られ、その公園を走り回る子供の姿や声が、目に浮かびます。その公園を利用し様々なイベントが行われ、地域の交流の場として、なくてはならないものになるでしょう。スポーツや文化施設に囲まれた、閑静で調和の取れた住宅街に、住民はもちろんのこと、電車の乗降客にも便利な商業施設、多くの木々に癒される大きな公園、こんな街を私達の手で作ることは、先祖から受け継いだこの土地を、乱開発即ち、道路沿いには無作為に、駐車場や建物が建ち、奥まった田んぼには、雑草が生い茂るといった最悪な状況から回避する賢明な方法であり、この地域のみんなが、喜んでくれ、誇れる街となって、次の世代に受け渡すことのできる、ベストな方法ではないでしょうか。

しかし、この活動の中、一部の人や一部の地域の方々にご迷惑やご心配をお掛けしていることは、非常に残念な事で、今後、出来るだけの活動内容をオープンにし、ご理解をいただけるよう組合に働き掛けていきたいと思っています。

今回のまちづくり計画においての方針が、4つあり「にぎわい、やすらぎ、安全安心、環境の共生」を掲げております。この観点に立って、配慮という面で、枚方市に質問をしたいのですが、まず1つ目に、緑化の維持の要望をお持ちの方はたくさんいらっしゃいます。地区整備計画では、緑化率が、現在の田んぼに建つ建物は、従来の地域に建っている建物よりも5パーセントもアップされ緑化率は10パーセントに設定されております。緑化に相当寄与していると思われまます。田畑が無くなりはしたものの、公園や生産緑地などの地域を合わせれば、相当な面積で緑化がされると思われまます。サブリにおいて、今回の事業を機会に、今以上の緑化は出来ないものでしょうか。また、支援学校も同じく緑化の拡充に対して、大阪府に働きかけ、公共施設地区の緑化率を数パーセントでも上げられないものでしょうか。参考までに私が調べた範囲で国土交通省では、屋上緑化・壁面緑化を推進されており、コンテストや合同庁舎の屋上で庭園を造られております。また、枚方市土木部では、窓口として花と緑のまちづくり事業補助金というものを創設し、まちの緑化に推進された方に補助金を交付するという形で今月の末まで受付をしているみたいです。この新しく出来る住宅地においては、極限までの緑化率を設定されている中、まだ我々には緑化を進めろと言うのですか、サブリにおいてもこれ以上の緑化をしないということは決して無いとは思いますが、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

2つ目には、支援学校や西地区の住民の方への通り抜けに対する配慮ですが、駅前地区にスーパーなど商業施設ができると、当然、車やバイクの通行量が多くなり、今まで車通りの少なかった道路への通行が多くなります。特に、支援学校の生徒に対しての交通事故の確率が上がると思われませんが、市においての対策がありますか。

3つ目に、共同で賃貸を選択された地権者に対する配慮ですが、教育・運動施設地区の地区整備計画の制限が、地権者にとって、誘致の際の足かせとなっているように思われます。今の時代絶対ということはありません。10年もせず立ち退かれた時、短冊換地の用地では、団体で誘致をするしか道は無いのです。一方、駅前地区に換地された地権者は、規制が緩いために誘致が楽になっています。条件に格差がある為、換地の際にもめる原因にも成りかねません。このことで、市として教育・運動施設地区の制限の緩和についてどの様に考えられておられるのでしょうか。

4つ目に、様々な災害に対する配慮ですが、池にはまって命を落とすなどの事故を防止するために貯水池は埋設されます。また、台風や地震で電柱が倒れ、人や建物の被害を無くすために、出来る範囲で無電柱化される予定です。それに、水害の観点から1.5メートルも土を盛り、水による災害から、人や建物の被害を軽減させるといった配慮がなされています。しかし、年の始めに発生した能登半島地震において、水の必要性が、多くの現地の住民の声として聞こえてきます。最近起こった地震の教訓から、市はこの地域にある3台の井戸の活用の仕方を、どの様に考えられておられますか。サプリアや予定されている駅前の公園への送水や、公園の避難場所としての利用も考えていいのではないかと思います。意見をお聞かせください。参考として、大阪府、枚方市において、枚方市は保健所で災害時協力井戸の登録を推進しております。こういう状況の中で、市は井戸を一般の市民から、協力してくれ、災害時に協力して欲しいと言いながら、この地域にある3台の井戸を、このままの状態ですすのでしょうか。この辺のご意見をお聞かせ願いたいです。

以上、質問を混ぜながらの公述でしたが、私は、この地域が、地権者だけでなく、この地域にお住まいになられている方、また新たに住民となられる方が、みんなが住みやすく、子供やお年寄りにやさしい、活力のある街にこの田んぼが生まれ変わることを応援していきたいと思っております。

行政の方々にも尽力を賜り、このまちづくりの事業が無事に完了しますよう、よろしくお願い致します。以上です。

【公述人③】

枚方市村野西町〇番〇号、いわゆる農地の地権者ではありませんが、市民説明会、それから地区の住民説明会に参加して、色々質問させていただいたのですが、「時間の関係がありますから、部屋を借りてる時間の関係がありますから」ということで、打切りとなったことで、実際のところ、まだ、納得のいかないことがたくさんありましたので、本日の公述で意見を述べさせていただこうということで参加しております。

それでは、始めさせていただきます。私の意見は公述申出書にその要旨を記載しておりますが、その申出書に至った詳細について本日はお話しさせていただきます。

そもそも、地区計画の縦覧や市民説明会及び住民説明会において発表されました、土地区画整理事業の計画についての、説明会での説明不足があげられると思います。さらに私個人の認識において計画そのものに瑕疵があるのでないかと思っております。

まず、一番目に現在の農地部分の土地区画整理事業については、私は農地の地権者でないのでこの項目については省略させていただきますが、サプリ村野のグラウンドについては、枚方市民の一人として意見を述べさせていただきます。このグラウンド関連について、説明会*で質問させていただきましたが、「移動等の計画については、利用者に対しての説明・意見聴取をしていません」との枚方市の担当者の方から回答をされました。まず、計画を立てるにあたってですね、利用者に対しての説明・意見聴取をまず概略でもしておかないと、計画そのものがおかしくなるのではないかと私は考えております。ですから、こういう回答されること自体が、計画立案の杜撰な進め方、それから、そういうことを考えたらどういう解決策を持っていくかという回答をしていただきたかったと思います。まず、今回の計画がそのまま実行されますと、一番困るのは「グラウンドの利用者」だと私は思っております。立案された担当部署の方は、こういう利用者のことを考えられたかのかどうかをお伺いしたいと思います。その例としてですが、今年 88 歳になられるお年寄りがおられます。その方がですね、健康維持等を考えられて、昨年、令和 5 年から老人会の主催する会でゲートボールを始められました。そのため、わずかな年金収入から数万円もするゲートボールの道具を購入されました。さらに、この方の年代の友人も、今現在誘っておられてその方もゲートボールに入られる予定です。その方も道具を買われるということです。工事がもし始まってですね、スポーツが再開できるまでの期間、どれくらい掛かるかは私は分かりませんが、それまでのその 88 歳のおばあさんの健康維持にどのような保証ができると担当者の方は考えておられるのでしょうか。この年齢の 1 年、2 年間というものが、いかに重要なかを考えられて計画されたのでしょうか。またその場合、どのように解決するかも考えられたのでしょうか。例えば、どここのグラウンドを使えば良いと、考えておられるかもしれませんが、今の村野西町のサプリ村野にあるグラウンド、もし、1 年間使えなかったらどこに歩いて行けというのですか、その時、市役所の方で毎週月曜・木曜日のゲートボールの時にマイクロバスか何かで迎えに来てくれるんですか。そういうことも、色々考えなければならないと思います。さらに、サプリ村野のグラウンドでは野球、サッカー等がされております。担当の方はよくご存知やと思うんですけど、利用計画書というのが出てると思います。市のホームページを見ても予定がいっぱい詰まっております。それぐらい、申込者がいっぱいいてるんですから、その団体に対してもし工事が始まったら使えないんですよということもおっしゃっておられるのでしょうか。

同じく説明会において、グラウンドについて「少しの面積の減少はあるかも知れませんが、利用者には現在と同程度の条件で利用できるように考えております」という具合に抽象的な回答をされまし

た。ただ、具体的な計画の説明は、計画はこれからだと思えますけど、具体的な方向付けについては説明がありませんでした。土地区画整理事業は事業を行うことによって、現在よりも、より良い状態になるように計画するのが本来の目的なのにこの回答は非常に問題があると考えられます。

次に2番として、今回の説明会で土地区画整理事業の図面が示されましたが、図面は準備組合の提示案で、注釈に計画図は現在検討中で変更の可能性がありますとなっており、枚方市としての計画図そのものが無いまま、この図が地区計画の縦覧に使用され、かつ、説明会に使用されていること自体枚方市の土地区画整理事業計画が杜撰で瑕疵があり、問題があるのではないのでしょうか。また、この説明会資料に添付すべき、枚方市の計画図面が無いまま作成資料の決裁をされた部署の役席の方及び市長の職務怠慢だと思われます。私はこういう具合に考えております。全部の意見は私聞いておりませんので分かりませんが、私も昔、役所においてですね、色んな資料を作って決裁を出した時にですね、「君はこれを資料として皆さんに配る時に、これでどういうことが起こるか分かるか」ということをよく言われました。だけど、今回の説明会の資料はですね、先程言いましたように準備組合の案として出しておられて、枚方市としての図面がありませんでした。そういう図面をオッケーとして説明会資料に出されること自体、これは市長の責任が問われるのではなかろうかと私は考えております。説明会の資料にある、「枚方市村野駅西土地区画整理準備組合」については枚方市のホームページと連動しているにもかかわらず、枚方市との関わりが明確でなく、説明会*の席では「単なる地権者の団体で、その団体が作成した図面で枚方市の所有する土地を減少させることに問題があるのではないか」と私が質問させていただきました時に、市の担当者の回答はですね、「枚方市も地権者の一員だ」と回答があり市有地の減少も仕方がないようなニュアンスの回答がありました。その時私はですね、「枚方市も地権者の一員だと言うなら、枚方市の住民も地権者の一員になるんじゃないですか」ということも言うたんですけど、他の意見とかそういうのも聞かないかんということで、それで、うやむやになっております。

それにこの時ですね、市民の方と枚方市の担当者間で地権者からの減歩ということについて、意見の相違がありました。地権者の意見というのはですね、減歩というのはいわゆる地権者がその所有している土地を抛出してですね、道路とかそういう公共施設の増進とかのそういうふうにあてるためのものですよということが書いてあります。ただ、その時の住民の方がおっしゃっておったのは、減歩という言葉の意味だけを聞いているんじゃないくて、サプリ村野の土地が減るということは、その減歩とは意味合いが違いますよということを言ってるんですけど、市の方は減歩という言葉の意味だけを言われて結果的にうやむやで終わっております。この点について、私もあとで調べましたら、やっぱり、住民の方の言う減歩は、まず、グラウンドが減ると思われますと、どれくらい減るとかそういうのは調べておりませんか、減ると思いますとか、図面を見るとですね、サプリ村野の入口の左側にある緑地部分も全部無くなってしまうんですね。だから、そういう計画は、令和3年度第1回枚方市都市計画審議会で出されたマスタープランの都市づくりの基本目標の少子高齢化や人口減少に応じた施策の展開、その中の、6(1)①土地区画整理事業の緑豊かで、かつ、駅前にふさわしい市街地を創出することに逆行すると考えられることを前提に言うておりました。ただ、枚方市の担当者の方、この減歩という言葉の意味の説明だけをしておられたんで、説明会*は相当紛糾しました。これを考えるとですね、枚方市がいわゆる今回の整理事業で、農地の地権者団体のために枚方市の財産である市有地、サプリ村野の市有地を提供することが、市民の利用者に不便をかけ緑地部分を減少させてまで、より以上の利便性、利用増進を図ることができる減歩なのかどうなのかを改めて枚方市の説明を聞き

たいと思っております。実際の手続きは私もわかりませんが、市有地を減少させる計画は議会での議決とかそういうのが必要になるんじゃないかなとは思っておるんですけど、こういう計画していますということは市議会か何かで議決されたんでしょうか。私、市議会の新聞に入っている記録を見るんですけど、サプリ村野の運動場がこうなりますというような記事を見たことがあんまり無いので、また、そこらへんはお聞かせ願いたいと思います。

また、令和3年度環境影響評価審査会の議事録を見ますと、事業者としての発言で、事業者は準備組合とそれを代行するフジタなんですけど、発言ではっきり書いてます。「造成を予定していない場所は、開発等が完了しているサプリ村野、コンビニエンスストアの土地です」と、もう造成は開発等は完全に終わってますと。その時にですね、対象地、西側の堤防沿いに村野西町地区自治会があります、適宜情報交換を行いながら事業を進めています。例えば、今回の環境影響評価審査会の現地視察についても自治会長を通じて自治会の方々に伝えていきます。引き続き、必要な情報共有を行いながら事業を進めていきますという記事がはっきり載っております。それは見てもらったら分かると思います。令和3年度環境影響評価審査会の議事録にちゃんと載っています。そういう具合に書いてありますが、村野西町自治会とのやりとりの日付、それから、その話し合いをした担当の方、それから、内容を明確にしていきたい。私も村野西町の自治会員であり、当時自治会の副会長をしておりました。ただそういうことは聞いておりません。

また、先に述べたように事業者の枚方市村野駅西土地地区画整理準備組合は、枚方市のホームページと連動しているにもかかわらず、事業者の発行する令和5年6月発行分の村野駅西まちづくりニュースの記載記事の質疑応答欄で、「村野西町自治会は土地地区画整理事業に直接関係しません。都市計画決定で関連してくることとなります。」本日の配布資料の都市計画の原案の概要のいわゆる青いところには入ってないんで、土地地区画整理事業には直接関係しませんと答えられたんだと思いますが、初めてこの村野西町自治会の名称が記載されたのが、この令和5年6月号です。市の担当者からもですね、説明会*の一番最初に、私、質問したんですけど、「まず、その説明会*はこの村野西町の住人には関係するんですか」ということを聞いたんですけど、その時もですね、区画整理事業はあなた方は全く関係ないよ、という具合に回答されました。ところが、あとでよう見るとですね、先ほど言いましたサプリ村野のグラウンドが入っておるんです。グラウンドは枚方市の財産で市民である村野西町自治会も関係するので、やはり、影響するのではないかと思います。だから、この説明会*で村野西町の自治会は関係ないと言われたことについて、意味をもう一度はっきりした意味を聞かせていただきたい。枚方市のその説明会*の時の担当者は村野西町の者は口出しするなという意味だったのかをもう一度聞きたいと思います。同様に、枚方市のホームページの村野駅西地区における都市計画に関する市民説明会の主な質疑応答のクエスチョン14、アンサー14で村野西町自治会の住民についてはどのように考えた回答なのかをお聞かせ願いたい。クエスチョン14、アンサー14については今ここで言っても仕方ないんで、それは、ちゃんとホームページに載っておりますんで、枚方市の方で見てください。また、同じくクエスチョン8についても枚方市ではですね、村野西町自治会の住民についてはどのような扱いを考えておられるのかお聞かせ願いたい。

それから、4番目についてですね、地区計画の原案に添った決定がされた場合、グラウンドの件とは別にですね、雨水貯留施設の建設工事というのが計画図面に入っておったんですけど、工事による村野西町自治会住民への住居に対する振動を含めたところの環境影響をどのように考え、もしなんか影響があった場合に発生した場合の解決策を考えているのかを明らかにしてください。同様にグラウ

ンドをですね、計画どおりずらして、今現在のグラウンドを枚方市村野西町自治会の方へもし、ずらされるような計画がされるのであれば、見てもうたら分かるんですけど、グラウンドにボール除けのネットが立っていると思うんです、そのネットを立てるのは、今現在電信柱は34メートル、34.4から34.5ぐらいの間隔で電信柱が立っておるんです。だけど、そのグラウンドのネットを立てるとなったら、今度はグラウンドのネットは7.5メートル間隔ぐらいで立てないかんのです。ということは、いま電信柱が立っている以上にネットの支柱がざっと立っていくんですね。そうなった場合に説明会※でも話が出たと思うんですけど、「景観、景色がものすごく悪くなるかもわかりませんね」とかいう話しておられましたけど、簡単にそういう答えを出されるんじゃないで、今現在の村野西町の自治会の住民に対してどういう影響があるかということを考えて計画を立てておられるかどうかを聞かせていただきたいと、このサプリ村野のグラウンドの件だけでなく図面にあるように医療系大学のグラウンドに計画されておる部分についても当然ネットが必要になってくると思われまます。私らよりずっと色々な面について詳しい方と思うんですから、ネットはいわゆるナイロン系の網で作っておられるから、何も問題ないように思われまますが、7.5メートル間隔でああいう支柱を建ててネットを建てると電波障害が起こるといふこともよく理解して欲しいんです。そういう環境に対する影響も考えて色々な計画を立てておられるんかどうか。話を見るといわゆる準備組合と枚方市はズブズブの関係みたいですね。どういう裏取引があるんか私は知りません。お金が動くとかそんなことを言うてるんじゃないでズブズブの関係にあつてですね、これでいいですねとか言って勝手にやって私は農地の地権者ではないですけど、堤防沿いの村野西町自治会の住民の一人としてですね、そういうことも考えてあの図面を説明会で使われたのどうか、全く考えておられなかったら、その説明会の資料として、先程言うたように決裁された役席の方、市長すべて職務怠慢としか言いようがないと私は考えております。

あと、5分程で終わるんですけど、本日の公述については説明会※の回答について意見が中途半端、時間がありまして会場を返さないきませんので、使えませんがということで終わってしもてるんで、はっきり分かりません。今回の公述についても一人30分、結果的に言うたら、枚方市の意見がこうですということも回答されて、住民の実際の納得いけるようなことが出来ないかも分からないんですけども、できるなら説明会をですね、永遠に何回も何回もするのではなくて、もう少し住民の納得いくような説明会をしていただき、それを受けて公聴会が出来るようなかたちにしていただければ非常にありがたいなと私は考えております。以上でございます。

※「説明会」とは、村野西町住民個別説明会のことです